

○利害関係者等との交際等の制限について(通達)

(平成 13 年 11 月 15 日岡務第 3163 号警察本部長例規)

改正 平成 14 年 8 月岡務第 3149 号 令和 4 年 9 月 30 日岡務第 813 号

各部長・所属長

岡山県警察職員(地方警務官を除く。以下「職員」という。)の利害関係者等との交際等の制限については、岡山県職員倫理条例(平成 12 年岡山県条例第 6 号。以下「条例」という。)及び岡山県職員倫理規則(平成 12 年岡山県規則第 113 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この通達によるものとし、平成 13 年 11 月 15 日から施行することとしたので、部下職員に周知徹底されたい。

なお、岡山県警察職員の交際等の制限について(通達)(平成 12 年 7 月 18 日岡務第 3189 号、岡監第 160 号例規)は、廃止する。

記

1 倫理監督者

条例第 12 条第 1 項に規定する職員の倫理を監督する職員(以下「倫理監督者」という。)は、警務部長とする。

2 倫理監督者の職務の委任

(1) 委任する者

規則第 16 条第 2 項に規定する倫理監督者が指定する職員(以下「倫理副監督者」という。)は、警務部警務課長とする。

(2) 委任する職務

規則第 5 条第 2 項及び第 8 条の規定により、職員からの相談を受け、指示を行うこと。

3 利害関係者

利害関係者は、規則第 3 条に定めるもののほか、次によるものとする。

(1) 規則第 3 条第 1 項ただし書の規定により、利害関係者から除かれる者として任命権者が定める者は、職員が職務として携わる次に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。

ア 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 1 項に規定する運転免許を与える事務 運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者

イ 道路交通法第 101 条第 1 項に規定する免許証の更新をする事務 免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新の申請をしようとしていることが明らかである者

ウ 公共事業として提供されるサービスの利用契約に関する事務 当該契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会

(2) 職員が職務として犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者(被疑者が法人(法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。)である場合における当該法人の役員、従業員その他の者(当該法人の利益のためにする行為を行う場合に限る。))を含む。)又はその弁護士若しくは代理人は、当該職員の利害関係者とみなして規則の規定を適用する。

4 利害関係者以外の者等との間における禁止行為

(1) 職員は、利害関係者以外の者であっても、その者から通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。この場合において、通常一般の社交の程度を超えているかどうかを判断できない場合は、倫理副監督者に相談するものとする。

(2) 利害関係者以外の者のうち、交際を行うことにより公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがあると認められる者は利害関係者に準ずる者とし、規則及び本通達の規定を準用する。

5 倫理監督者への届出・申請

(1) 利害関係者と共に飲食をする場合の届出

職員は、自己の費用を負担して利害関係者と共に次の飲食をする場合には、届出書(様式第1号)により、所属長、倫理副監督者を經由して倫理監督者に届け出ることとする。

ア 職務として出席した会議における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけるものに限る。)

イ 職務として出席した打ち合わせのための会合における簡素な飲食以外の飲食(夜間におけるものに限る。)

ウ ア又はイ以外の場合における夜間の飲食

なお、届出者の所属においては、当該届出書の写しを1部作成しておくものとする。

(2) 講演等を行う際の承認申請

職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をしようとする場合は、報酬の受領承認申請書(様式第2号)により、事前に所属長、倫理副監督者を經由して倫理監督者に申請し、承認を得ることとする。

この場合において、倫理監督者は、次のことを確認しなければならない。

ア 職員の提供する人的役務に対する報酬として適切なものであること。

イ 公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないものであること。

なお、申請した所属においては、当該申請書の写しを1部作成しておくものとする。

(3) 倫理監督者の許可を得て行うことができる行為を行おうとする場合の申請

職員は、利害関係者と共に行うことが禁止されている飲食(届出をして行うものを除く。)、遊技、ゴルフ又は旅行を行おうとする場合には、許可申請書(様式第3号)により、事前に所属長、倫理副監督者を經由して倫理監督者に申請し、許可を受けることとする。

この場合において、倫理監督者は、次のことを確認しなければならない。

- ア 社会通念上妥当と認められ、かつ、許容される必要最小限のものであること。
- イ 明らかに県民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものであること。

なお、申請した所属においては、当該申請書の写しを1部作成しておくものとする。

6 倫理副監督者への相談

職員は、次のことについて自ら判断することができない場合には、規則第5条第2項及び第8条の規定により、倫理副監督者に相談の上、その指示又は助言に従うこととする。

この場合において、倫理副監督者は、相談内容等について疑義が生じたときは、倫理監督者に協議することとする。

- ア 自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうか。
- イ 利害関係者との間で行う行為が禁止行為に該当するかどうか。
- ウ 公正な職務の執行に対する県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうか。

7 贈与等報告書の提出

管理職員(条例第2条第1項第3号に規定する職員をいう。)は、条例第8条第1項に規定する贈与等又は報酬を受けた場合には、四半期ごとに、規則第10条に規定する贈与等報告書(別添様式)を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者を經由して警察本部長に提出すること。

8 その他

文書の保存は、次表のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
届出書	警務部警務課、各所属(写)	1年
報酬の受領承認申請書	警務部警務課、各所属(写)	1年
許可申請書	警務部警務課、各所属(写)	1年
贈与等報告書	警務部警務課、各所属(写)	5年